## 農林水産業における燃油及び資材価格の高騰対策を求める意見書

本県の農林水産業は、平野部、中山間地域、それぞれの地域特性を生かしながら、新鮮で安全・安心な農林水産物を供給しており、長年、京阪神地域を支える産地として、確固たる地位を築いてきたところである。

しかしながら、近年の急激な燃油価格の高騰は、農業における資材費や栽培施設の暖房経費等の上昇を招き、漁業や林業においては、漁船や伐採機械等の燃油費を押し上げている。特に畜産業では、家畜・家禽の飼料価格の高騰が著しいため緊急措置がなされたところであるが、これでも畜産経営を圧迫する状況は続いている。

農林水産物は、卸売市場など流通過程で価格が決定されることから、生産コストの上昇を小売価格に転嫁することが難しく、異常な燃油及び資材価格の高騰は、 自助努力の範疇を超えており、経営努力はもはや限界に達している。

このまま放置すれば、農林水産業の経営が立ち行かなくなることは明白であり、今後、更に燃油価格等が高騰すれば、農林水産業自体の存続すら危ぶまれる事態と成りかねない。

農林水産業は、「国民の生命につながる食料を供給する」という基幹産業であり、こうした状況を踏まえ、農林水産業者の切実な声に応えるよう、国策として 十分な施策を講じていく必要がある。

よって、国においては、燃油及び資材価格の高騰により、危機的な状況を迎えている農林水産業への影響を緩和し、再生産が可能となるような効果的な対策を実施されるとともに、農林水産業設備に係る省エネルギー技術の開発などの恒久的な対策も併せて講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月26日

徳島県議会議長 福 山 守